

グリーン調達基準



株式会社オイカワ製作所

版番号 01 版

初版制定日 2019年 03月 08日

現版制定日 2019年 03月 08日

グリーン調達基準	目 次	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
1	はじめに		
2	環境活動方針		
3	調達基準 (a) 目的 (b) 適用範囲 (c) 協力会社様の選定基準 (d) 協力会社様の評価基準 (e) 有害規制物質の管理基準 (f) 購入品の調達基準		
4	協力会社様への要求事項 (a) 要求事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの構築 ・ 有害規制物質の管理の仕組みの構築と運用 ・ 有害規制物質の不使用 ・ 製造工程等での有害規制物質の不使用 ・ 包装及び梱包資材の環境への配慮 ・ 有害規制物質の含有調査へのご対応 ・ 運送時の環境への配慮 (b) 要求事項の適用区分		
5	不適合による費用請求の発生		

グリーン調達基準	1 はじめに 2 環境活動方針	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
		項番号	1
<p>1 はじめに</p> <p>御高承の通り、昨今、地球環境の保護については、全世界規模の課題としての取り組みが進められております。</p> <p>株式会社オイカワ製作所では、地球環境の保護が人類共通の最重要課題であることを認識し、「環境にやさしいものづくり」をスローガンに、環境保護活動を推進してまいります。</p> <p>環境保護活動として、2007年に環境マネジメントシステムを取得し、資源の有効活用、エネルギー使用の削減、有害規制物質の管理等の活動を展開してまいりました。</p> <p>しかしながら、この様な活動を推進しても、自社内だけの活動では限界があり、協力会社様から購入する、部品、資材についても“環境にやさしい”ものである必要があります。</p> <p>協力会社様には、地球環境の保護に対する十分な理解をもっていただき、「環境にやさしい部品、資材の提供」にご協力をお願い致します。</p> <p>2 環境活動方針</p> <p>株式会社オイカワ製作所は、地球環境を保護するため、次の環境活動に取り組みます。</p> <p>(a) 環境保護に関連する、法規制を遵守し、環境保護、汚染予防に努める</p> <p>(b) 資源の有効活用と持続可能な資源の利用を推進する</p> <p>(c) 地球温暖化及び気候変動を緩和するため、CO²排出量削減に努める</p> <p>(d) 地球環境の汚染防止及び生態系を保護するため、有害規制物質の管理に努める</p>			

グリーン調達基準	3 調達基準	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
		項番号	2
<p>3 調達基準</p> <p>(a) 目的</p> <p>弊社が、協力会社様よりご提供いただく、物品（以下” 購入品” という）について、次の事項を達成する事を目的と致します。</p> <p>(1) 関係法規制の遵守</p> <p>(2) 弊社顧客の有害規制物質に関する要求事項への適合</p> <p>(3) 協力会社様での環境負荷低減活動の推進</p> <p>(b) 適用範囲</p> <p>弊社の活動及び顧客へ提供する、製品及びサービスに関連する、次の購入品に適用します。</p> <p>(1) 顧客へ提供する製品に使用する購入品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 ・ 組み込まれる部品（一般購入品、外作品、シール等） ・ 表面処理（塗装、めっき、シルク印刷等） <p>(2) 弊社の製造プロセスに使用する購入品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金型、治具 ・ 副資材（潤滑油、切削油、グリース、洗浄剤、防錆剤、接着剤等） ・ 包装及び梱包資材 <p>(c) 協力会社様の選定基準</p> <p>品質、納期、価格、サービス、技術等の他、弊社の環境活動方針に従い、次の事項を評価し、優れている協力会社様を選定します。</p> <p>(1) 環境マネジメントシステムの構築</p> <p>次の事項に該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な環境認証の取得 <ul style="list-style-type: none"> ISO 14001の認証取得 EMAS（EUの環境管理監査制度）など ・ 日本国内の環境認証の取得 <ul style="list-style-type: none"> KES エコステージ エコアクション21など ・ 独自の環境マネジメントシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 認証を取得していないが、ISO 14001相当のマネジメントシステムを構築し、運用実績がある <p>(2) 有害規制物質の管理</p> <p>次の取り組みを実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内及び国際的な法規制に該当する、有害規制物質の未使用及び管理 <ul style="list-style-type: none"> 製品への含有禁止 製造工程での使用禁止 ・ 弊社の顧客が要求する、有害規制物質の含有調査依頼への対応 <ul style="list-style-type: none"> chemSHERPA（ケムシェルパ）ツールの使用を推奨 ・ 業界基準として推奨されている、次の規格に基づく管理を構築し運用している <ul style="list-style-type: none"> アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP） 「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づく管理と運用 			

グリーン調達基準	3 調達基準	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
		項番号	3

(d) 協力会社様の評価基準
 弊社とのお取引にあたり、前項の選定基準を含め、次の評価基準に従い、評価を実施し致します。

(1) 評価項目

- ・ 品質管理の状態及び不適合の発生状況
- ・ 環境活動の状況
- ・ 有害規制物質の管理の状態
 - 有害規制物質の保有の有無及び管理
 - 有害規制物質の含有調査の対応力
- ・ 納期順守の状況

(2) 評価方法
 弊社が定めた、評価シートにより、次の方法で評価を行います。

- ・ 新規取引
 - 1) 実地での状況確認又は自己採点による評価
 - 2) 結果を、評価点として合計し、基準への適合可否を確認
- ・ 継続取引
 - 1) 取引状況の監視による弊社の評価、場合によっては、実施での状況確認又は自己採点による評価
 - 2) 結果を、評価点として合計し、基準への適合可否を確認

(3) 評価結果に対する改善依頼
 評価の結果、次の事項に該当する場合は、改善を依頼致します。

- ・ 管理の状態に重大な不適合が有る場合
- ・ 不適合が改善されない場合
- ・ 納期遅延が改善されない場合
- ・ 有害規制物質を保有し管理されていない場合

(e) 有害規制物質の管理基準
 前項「3 (b) 適用範囲」に該当する購入品に含有される又は、製造プロセスで使用される、有害物質の規制基準を、次の通りと致します。

(1) 有害物質の規制基準を文書化した「有害規制物質リスト」の公開
 弊社が規定する、有害物質の規制基準は、弊社のホームページにて公開しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。

ホームページ : <http://www.oikawapsm.co.jp/index-oikpsm2-green.htm>
 公開文書名 : 有害規制物質リスト

(2) 有害規制物質の未使用又は規制値内の含有
 「有害規制物質リスト」に記載されている物質につきまして、次の事項の管理をお願い致します。

- ・ 規制値以上含有してはならない
- ・ 製造プロセスでの保有及び使用を禁止する
- ・ 梱包資材に規制値以上含有してはならない

(3) 含有報告物質
 「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」に該当する物資について、含有報告をお願い致します。

- ・ 購入品に含有している場合は、その部位と含有量を報告する
- ・ 含有量の報告は、次のツールを使用する
 - chemSHERPA (ケムシエルパ) データ作成支援ツール
 - 単一部位 : 化学品データ作成支援ツール
 - 複数部位 : 成型品データ作成支援ツール
 - URL: <https://chemsherpa.net/tool>

グリーン調達基準	3 調達基準	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
		項番号	4

(f) 購入品の調達基準

弊社が、有害規制物質に関する、法規制及び顧客の要求事項に適合するため、次の要件の何れかを満たす購入品を調達します。

- (1) 有害規制物質を含有していない購入品
- (2) 有害規制物質の含有が、規制値（閾値）以内の購入品
- (3) 有害規制物質の含有が、規制値（閾値）以上であるが、法規制及び要求の除外事項に該当し、使用できる購入品
- (4) 有害規制物質の含有が、規制値（閾値）以上であるが、弊社の顧客が使用を許可した購入品
- (5) 有害規制物質の含有が、規制値（閾値）以上であるが、代替が無く、弊社が使用を許可した購入品

グリーン調達基準	4 協力会社様への要求事項	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
		項番号	5

4 協力会社様への要求事項

弊社が、有害規制物質に関する、法規制及び顧客の要求事項に適合するため、業界基準に基づく管理事項を要求致しますので、ご協力をお願い致します。

(a) 要求事項

(1) 環境マネジメントシステムの構築

地球環境を保護するため、環境負荷の低減活動をお願い致します。

(2) 有害規制物質の管理の仕組みの構築と運用

協力会社様における、品質及び納期の取組みにつきましては、取引状況の監視等で把握する事が可能ですが、有害規制物質の含有は、弊社の受入で確認する事が出来ないため、協力会社様での管理が重要になります。

つきましては、次の事項の管理の仕組みの構築と運用をお願い致します。

- 有害規制物質に関する、次の業界基準に基づく管理の仕組みの構築
 アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）
 「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づく管理の仕組みの構築
 URL: <https://chemsherpa.net/docs/guidelines>
- 有害規制物質に関する、次の重要な管理の仕組みの構築と運用
 前項の業界基準の管理の内、次の管理を重要な事項とし、協力会社様での管理の仕組みの構築と運用の徹底をお願い致します。
 - 1) 有害規制物質の規制の明確化
 文書として、伝達及び教育されている
 - 2) 有害規制物質の未保有（特にRoHS対象物質）
 会社内に有害規制物質を入れない仕組みを構築する
 - 3) 購入品の含有調査及び評価
 購入前に禁止物質の不含有を確認する
 - 4) 受入管理及び出荷管理
 有害規制物質が、規制値内である事を確認する
 - 5) トレーサビリティ
 材料、部品を含め、不適合時に対称ロットを追跡できる
 - 6) 協力会社様内に「有害規制物質」を保有している場合の管理
 識別管理
 誤使用、混入、汚染防止
 定期の在庫管理
 化学反応による汚染防止
 化学反応工程における、規制値以下の含有管理
 有害規制物質の使用工程（製造ライン、金型、治具等）の専有化管理
 - 7) 不適合に関する、次の事項の管理
 コミュニケーションの手順（内部及び外部）
 【重要】不適合発生時は、波及範囲の拡大を防止するために即時報告を原則として下さい。
 応急処置の手順（拡散防止、識別、隔離など）
 対称ロットの特定と波及範囲の特定手段
 原因究明、是正処置及びその有効性評価の手順
 水平展開の手順
 不適合に関する記録の保持
 - 8) 変更に関する管理（購買先、材料、設備、型治具、副資材など）
 - 9) 有害規制物質に関する社内教育
 - 10) 有害規制物質の管理に関する文書化及び管理
 - 11) 前項と同様の管理の構築を、協力会社様の購買先へ要求する手順

グリーン調達基準	4 協力会社様への要求事項	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
		項番号	6

(3) 有害規制物質の不使用

- ・ 協力会社様での、購入品の提供に関わる業務において、有害規制物質の不使用をお願い致します。
- ・ 有害規制物質を使用する場合は、有害規制物質の管理の構築と規制値（閾値）内での使用をお願い致します。

(4) 製造工程等での有害規制物質の不使用

弊社が、協力会社様よりご提供いただき、購入品に対して、製造工程等で、次に該当する、有害規制物質の不使用を、お願い致します。

- ・ モントリオール議定書により規制が確認されたオゾン層破壊物質
- ・ 塩素系有機溶剤

※ 有害規制物質を使用せざるを得ない場合は、その理由と物質名、使用量のご報告をお願い致します。

(5) 包装及び梱包資材の環境への配慮

弊社に納入していただく際の、包装及び梱包について、次の事項の配慮をお願い致します。

- ・ カドミウム、水銀、鉛、六価クロムなどの有害規制物質が、含有していない資材の使用（重量比：合計 100ppm以下）
- ・ 包装及び梱包資材の削減（過剰な資材の使用をしない。）
- ・ 包装及び梱包に使用する資材は、回収、リユース、リサイクルに配慮する

(6) 有害規制物質の含有調査へのご対応

有害規制物質に関する、法規制及び顧客要求に適合している証拠として、協力会社様からご提供いただき購入品に対して、次の何れかまたは必要な事項の情報提供を要求しますので、ご協力をお願い致します。

情報提供のご依頼は、弊社より必要に応じて、対象購入品をご連絡致します。

- ・ 有害規制物質の不使用が証明できる文書の提供
 証明文書は、次の情報及び同等の情報の提供をお願い致します。
 - 1) 不使用証明書
 - 2) 分析結果の報告書
- ・ 有害規制物質の含有調査結果の情報提供
 含有調査結果は、次の情報及び同等の情報の提供をお願い致します。
 chemSHERPA（ケムシェルパ）データ作成支援ツール
 単一部位： 化学品データ作成支援ツール
 複数部位： 成型品データ作成支援ツール
 URL: <https://chemsherpa.net/tool>
 により出力された情報（拡張子shai）

(7) 運送時の環境への配慮

弊社に納入していただく際の、運送等について、次の事項の配慮をお願い致します。

- ・ エネルギー使用の削減
 （配送計画、適正な積載量等による効率化）
- ・ CO2排出量の削減
 （アイドリングSTOP、道路交通法の遵守、電気自動車の使用等）
- ・ 配送事故の予防

グリーン調達基準	4 協力会社様への要求事項	文書番号	0804-A基準01
		版番号	01
		項番号	7

(b) 要求事項の適用区分

前項の要求事項を、次の区分により、該当する協力会社様に適用致します。

- (1) 要求事項(1)から(6)を適用する協力会社様
 - ・ 加工委託（板金部品、旋盤部品、切削部品、金型治具等）
 - ・ 表面処理委託（塗装、めっき等）
 - ・ 作業委託
- (2) 要求事項(1)及び(5)から(6)を適用する協力会社様
 - ・ 材料購入
 - ・ カタログ品購入
 - ・ 副資材購入
- (3) 要求事項(7)を適用する協力会社様
 - ・ 輸送及び運送委託

5 不適合による費用請求の発生

弊社が、顧客へ納入する、製品及びサービスに、不適合が発生した場合、顧客が実施する、不適合の処置（識別、隔離、リワーク、市場からの回収、リコール処理等）の損失費用の一部を請求される場合があります。

協力会社様の管理不良が、不適合の原因になった場合、顧客から**請求される金額の一部を、ご負担していただく**場合がございます。

有害物質の含有は、弊社の受入で確認する事が出来ないため、協力会社様での管理が重要になります。

有害物質の不適合の波及範囲によっては、高額な費用請求が予測されますので、協力会社様内に「**有害物質を入れない**」管理の構築と運用をお願い申し上げます。